

日医発第587号（保険）
令和6年6月28日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の改正について

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費につきましては、社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において、療養費の改定や中長期的な議題が議論されているところであります。

この度、令和6年度あはき療養費の改定率 (+0.26%) が決定するとともに、算定基準及び施術料金等が改正され、本年6月1日より施行される旨、厚生労働省より通知が発出されましたので関連通知を含めご連絡申し上げます。

【添付資料】

1. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について
(令6.5.31 保医発0531第1号 厚生労働省保険局長)
2. 「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について
(令6.5.31 保発0531第2号 厚生労働省保険局長)
3. 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について
(令 6.5.31 保医発 0531 第 7 号 厚生労働省保険局医療課長)

保発 0531 第1号
令和6年5月31日

都道府県知事
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年6月1日以降（1）（2）注2に係る部分、（3）及び（4）並びに2の（1）注に係る部分、（2）及び（5）に係る改正については本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

（1）初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1, 950円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
2, 230円

（2）施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1, 610円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1, 770円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電

気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 訪問施術料

訪問施術料1

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 3,910円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 4,070円

訪問施術料2

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2,760円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2,920円

訪問施術料3

（3人～9人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2,070円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2,230円

（10人以上の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1,760円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1,920円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき
250円を加算する。

注3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪
問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められること。

(4) 往療料

1回につき 2, 300円

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的
な理由がある場合以外は認められること。

(5) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所1回につき	450円
2局所1回につき	900円
3局所1回につき	1,350円
4局所1回につき	1,800円
5局所1回につき	2,250円

注 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき
250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域
加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められること。

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料1

1局所1回につき	2,750円
2局所1回につき	3,200円
3局所1回につき	3,650円
4局所1回につき	4,100円
5局所1回につき	4,550円

② 訪問施術料2

1局所1回につき	1,600円
2局所1回につき	2,050円
3局所1回につき	2,500円
4局所1回につき	2,950円
5局所1回につき	3,400円

③ 訪問施術料3

(3人～9人の場合)

1局所1回につき	910円
2局所1回につき	1,360円
3局所1回につき	1,810円
4局所1回につき	2,260円
5局所1回につき	2,710円

(10人以上の場合)

1局所1回につき	600円
2局所1回につき	1,050円
3局所1回につき	1,500円
4局所1回につき	1,950円
5局所1回につき	2,400円

注1 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 温罨法を(1)又は(2)と併施した場合

1回につき 180円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300円とする。

(4) 変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合

1肢1回につき 470円加算

注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

(5) 往療料

1回につき 2,300円

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(6) 施術報告書交付料 480円

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 <u>1, 950円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 <u>2, 230円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>1, 610円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき <u>1, 770円</u></p> <p><u>注1</u> はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき<u>100円</u>を加算する。</p> <p><u>注2</u> 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき<u>250円</u>を加算する。なお、片道<u>16キロメートル</u>を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(3) 訪問施術料</p> <p><u>訪問施術料1</u></p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>3, 910円</u></p>	<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 <u>1, 780円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 <u>1, 860円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>1, 550円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき <u>1, 610円</u></p> <p><u>注</u> はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき<u>34円</u>を加算する。</p> <p>(新設)</p>

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 4,070円

訪問施術料2

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 2,760円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 2,920円

訪問施術料3

（3人～9人の場合）

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 2,070円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 2,230円

（10人以上の場合）

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,760円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,920円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、
はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすお
それのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、
電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回
につき250円を加算する。

注3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域
加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認めら

れないこと。

(4) 往療料

1回につき 2, 300円

(削る)

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所1回につき 450円
2局所1回につき 900円
3局所1回につき 1, 350円
4局所1回につき 1, 800円
5局所1回につき 2, 250円

注 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料1

1局所1回につき 2, 750円
2局所1回につき 3, 200円
3局所1回につき 3, 650円
4局所1回につき 4, 100円
5局所1回につき 4, 550円

② 訪問施術料2

(3) 往療料 2, 300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2, 550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 350円
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

(新設)

(新設)

<u>1局所1回につき</u>	<u>1, 600円</u>
<u>2局所1回につき</u>	<u>2, 050円</u>
<u>3局所1回につき</u>	<u>2, 500円</u>
<u>4局所1回につき</u>	<u>2, 950円</u>
<u>5局所1回につき</u>	<u>3, 400円</u>

③ 訪問施術料3

(3人～9人の場合)

<u>1局所1回につき</u>	<u>910円</u>
<u>2局所1回につき</u>	<u>1, 360円</u>
<u>3局所1回につき</u>	<u>1, 810円</u>
<u>4局所1回につき</u>	<u>2, 260円</u>
<u>5局所1回につき</u>	<u>2, 710円</u>

(10人以上の場合)

<u>1局所1回につき</u>	<u>600円</u>
<u>2局所1回につき</u>	<u>1, 050円</u>
<u>3局所1回につき</u>	<u>1, 500円</u>
<u>4局所1回につき</u>	<u>1, 950円</u>
<u>5局所1回につき</u>	<u>2, 400円</u>

注1 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 温罨法を(1)又は(2)と併施した場合

1回につき 180円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300円とする。

(2) 温罨法を(1)と併施した場合

1回につき 125円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、160円とする。

<p>(4) 変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合 <u>1肢1回につき 470円加算</u></p> <p>注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>(5) 往療料 <u>1回につき 2,300円</u></p> <p>(削る)</p> <p>注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないと。</p> <p>(6) 施術報告書交付料 480円</p>	<p>(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 <u>1肢につき 450円加算</u></p> <p>注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>(4) 往療料 <u>2,300円</u></p> <p>注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、<u>2,550円とする。</u></p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないと。</p> <p>(5) 施術報告書交付料 480円</p>
--	---

保発0531第2号
令和6年5月31日

都道府県知事
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知。以下「当該通知」という。)により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を下記のとおり改正し、令和6年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 別添1の一部を次の表のように改正する。

○「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」「別添1 受領委任の取扱規程」

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
別添1 受領委任の取扱規程	別添1 受領委任の取扱規程
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 契約 7～12 (略)	第2章 契約 7～12 (略)
(施術所の制限) 13 受領委任の取扱いは、11により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）において行われる施術（訪問及び <u>往療</u> を含む。）のみ認められること。 施術管理者が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、7及び10の手続を経て、厚生（支）局長及び都道府県知事から、受領委任の取扱いの承諾を受ける必要があること。	(施術所の制限) 13 受領委任の取扱いは、11により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）において行われる施術（ <u>往療</u> を含む。）のみ認められること。 施術管理者が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、7及び10の手続を経て、厚生（支）局長及び都道府県知事から、受領委任の取扱いの承諾を受ける必要があること。
14・15 (略)	14・15 (略)
第3章 保険施術の取扱い (略)	第3章 保険施術の取扱い (略)
第4章 療養費の請求 (申請書の作成) 24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げ	第4章 療養費の請求 (申請書の作成) 24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げ

<p>る方式により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 施術管理者は、<u>訪問施術料</u>又は<u>往療料</u>を請求する申請書について、施術者が<u>訪問</u>又は<u>往療</u>した日付、同一日同一建物への<u>訪問</u>かどうか、同一日同一建物への<u>訪問</u>の場合に<u>訪問施術料</u>を算定しているか否か、施術者名、施術した場所及び<u>訪問</u>又は<u>往療</u>が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を<u>申請書に記入</u>すること。</p> <p>(8)～(11) （略）</p> <p>25・26 （略）</p> <p>第5章～第7章 （略）</p> <p>第8章 指導・監査</p> <p>39・40 （略）</p> <p>41 保険者等又は審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院又は<u>訪問</u>若しくは<u>往療</u>の履歴が分かる資料（受領委任の契約に係る委任をしている保険者等に関するものに限る。）の提示及び閲覧を求めることができ、当該求めを受けた施術管理者はこれに応じる義務を負うこと。</p> <p>42・43 （略）</p>	<p>る方式により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 施術管理者は、<u>往療料</u>を請求する申請書について、施術者が<u>往療</u>した日付、同一日同一建物への<u>往療</u>かどうか、同一日同一建物への<u>往療</u>の場合に<u>往療料</u>を算定しているか否か、施術者名、<u>往療</u>の起点、施術した場所及び<u>往療</u>が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を<u>記入した様式第7号による往療内訳表を添付</u>すること。</p> <p>(8)～(11) （略）</p> <p>25・26 （略）</p> <p>第5章～第7章 （略）</p> <p>第8章 指導・監査</p> <p>39・40 （略）</p> <p>41 保険者等又は審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院又は<u>往療</u>の履歴が分かる資料（受領委任の契約に係る委任をしている保険者等に関するものに限る。）の提示及び閲覧を求めることができ、当該求めを受けた施術管理者はこれに応じる義務を負うこと。</p> <p>42・43 （略）</p>
---	---

第9章 長期・頻回な施術について（個々の患者ごとの支払方法の変更）（略）	第9章 長期・頻回な施術について（個々の患者ごとの支払方法の変更）（略）
第10章 その他	第10章 その他
47～49 （略）	47～49 （略）
50 （削除）	<p><u>50 本規程については、施行後、以下の項目について検討し、その結果を踏まえ見直しが行われるものであること。</u></p> <p><u>施術管理者の登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについて、現に施術を行っている施術所の施術者に対する影響や、新たに施術管理者となる者への研修の実施状況、さらに、施術者団体による自己研鑽のための研修の実施状況を踏まえながら、早期の導入に向けて、平成33年度中に結論を得るよう、検討する。</u></p>

別添1 (様式第1号～様式第4号) (略)

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(はり・きゅう(1日分)用)

様

施 術 内 容 欄	初検料	円
	通所	円
	訪問施術料1	円
	訪問施術料2	円
	訪問施術料3 (3人～9人)	円
	訪問施術料3 (10人以上)	円
	電療料	円
	特別地域加算	円
	往療料	円
	施術報告書交付料	円
合計		円
一部負担金		円
保険請求額		円

年　月　日

施術所名

住所

氏名

別添1 (様式第1号～様式第4号) (略)

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(はり・きゅう(1日分)用)

様

施 術 内 容 欄	初検料	円
	はり	円
	きゅう	円
	はり・きゅう併用	円
	電療料	円
	往療料	円
	施術報告書交付料	円
	合計	円
	一部負担金	円
	保険請求額	円

年　月　日

施術所名

住所

氏名

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ(1日分)用)

様

通所	円
訪問施術料1	円
訪問施術料2	円
訪問施術料3 (3人~9人)	円
訪問施術料3 (10人以上)	円
変形徒手矯正術施術	円
温罨法	円
温罨法・電気光線器具	円
特別地域加算	円
往療料	円
施術報告書交付料	円
合計	円
一部負担金	円
保険請求額	円

年 月 日

施術所名

住所

氏名

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ(1日分)用)

様

マッサージ施術	円
変形徒手矯正術施術	円
温罨法	円
温罨法・電気光線器具	円
往療料	円
施術報告書交付料	円
合計	円
一部負担金	円
保険請求額	円

年 月 日

施術所名

住所

氏名

別添1(様式第5号の2)

一部負担金明細書
(はり・きゅう(1か月分)用)

様

年 月分

施術日数		日
施 術 内 容 欄	初検料	回 円
	通所	回 円
	訪問施術料1	回 円
	訪問施術料2	回 円
	訪問施術料3(3人~9人)	回 円
	訪問施術料3(10人以上)	回 円
	電療料	回 円
	特別地域加算	回 円
	往療料	回 円
	施術報告書交付料	回 円
合計		円
一部負担金		円
保険請求額		円

年 月 日

施術所名

住所

氏名

別添1(様式第5号の2)

一部負担金明細書
(はり・きゅう(1か月分)用)

様

年 月分

施術日数		日
施 術 内 容 欄	初検料	回 円
	はり	回 円
	きゅう	回 円
	はり・きゅう併用	回 円
	電療料	回 円
	往療料	回 円
	施術報告書交付料	回 円
	合計	円
	一部負担金	円
	保険請求額	円

年 月 日

施術所名

住所

氏名

別添1(様式第5号の2)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ(1か月分)用)

様

年 月分

施術日数 日

施 術 内 容 欄	通所	回	円
	訪問施術料1	回	円
	訪問施術料2	回	円
	訪問施術料3(3人~9人)	回	円
	訪問施術料3(10人以上)	回	円
	変形徒手矯正術施術	回	円
	温罨法	回	円
	温罨法・電気光線器具	回	円
	特別地域加算	回	円
	往療料	回	円
	施術報告書交付料	回	円
	合計		円
	一部負担金		円
	保険請求額		円

年 月 日

施術所名

住所

氏名_____

別添1(様式第5号の2)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ(1か月分)用)

様

年 月分

施術日数 日

施 術 内 容 欄	マッサージ施術	回	円
	変形徒手矯正術施術	回	円
	温罨法	回	円
	温罨法・電気光線器具	回	円
	往療料	回	円
	施術報告書交付料	回	円
	合計		円
	一部負担金		円
	保険請求額		円

年 月 日

施術所名

住所

氏名_____

(削除)

別添1 (様式第8号～様式第11号の2) (略)

別添1（様式第7号）

往療內訳表

月分 出張専門の施術者の場合 () (患者氏名: _____)

往療を必要とする理由 介護保険の要介護度（ ）分かれれば記載下さい

1. 独歩による公共交通機関を使っての外出が困難
 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
 3. その他

注・同上の場合には、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。

- ・同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であって、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
- ・往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
- ・個人情報の取り扱いには、十分注意すること。
- ・出張専門の施術者の場合は、「出張専門の施術者の場合（　）」に「○」を記入すること。

別添1 (様式第8号～様式第11号の2) (略)

保医発0531第7号
令和6年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の
留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）については、そ
の一部を下記のとおり改正し、令和6年10月1日以降の施術分から適用することと
したので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願
いたい。

記

1 別添1の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等	別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 医師の同意書、診断書の取扱い 1・2 (略) 3 同意書又は診断書は、療養費支給申請の都度これを添付することを原則としているが、第5章1 <u>又は第6章1</u> の療養費の支給が可能とされる期間（以下「一の同意書、診断書により支給可能な期間」という。）内における2回目以降の請求にあっては、その添付を省略して差し支えないこと。	第3章 医師の同意書、診断書の取扱い 1・2 (略) 3 同意書又は診断書は、療養費支給申請の都度これを添付することを原則としているが、第5章1の療養費の支給が可能とされる期間（以下「一の同意書、診断書により支給可能な期間」という。）内における2回目以降の請求にあっては、その添付を省略して差し支えないこと。
4~10 (略)	4~10 (略)
第4章 初検料 (略)	第4章 初検料 (略)
第5章 施術料 1~5 (略)	第5章 施術料 1~5 (略)
6 「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）第四の四の三の三に規定する地域（以下「特別地域」という。）に居住する患者の患者に赴き、第7章に掲げる往療料の支給要件を満たして施術を行った場合、特別地域加算として所定額を加算すること。	(新設)

7 片道 16km を超える往療による施術については、第 10 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により 16km を超える往療をした場合、施術料は、全額が認められないこと。

なお、片道 16km を超える往療とは、第 10 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離であること。

第 6 章 訪問施術料

1 同意書又は診断書に加療期間の記載のあるときは、その期間内は療養費を支給して差し支えないこと。

ただし、初療又は医師による再同意日から起算して 6 ヶ月（初療又は再同意日が月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の月の末日とし、月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の月の末日とする。）を超える期間が記載されていても、その超える期間は療養費の支給はできないものであり、引き続き支給を行おうとする場合は、改めて医師の同意を必要とすること。

加療期間の記載のない同意書、診断書に基づき支給を行おうとする場合、初療又は医師による再同意日が、月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の月の末日、月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の月の末日までの期間内は療養費を支給して差し支えないこと。

2 療養費は、同一疾病にかかる療養の給付（診察・検査及び療養費同意書交付を除く。）との併用は認められないこと。

なお、診療報酬明細書において併用が疑われても、実際に治療を受けていない場合もあることに留意すること。

3 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療

(新設)

(新設)

養費の支給について（平成 14 年 5 月 24 日保発第 0524003 号）により
療養費の施術期間及び回数の限度は設けず、個別のケースに応じて、
必要性を十分考慮して対応すべきであるので、療養費の支給決定にあ
たって、必要に応じ申請者に施術者が作成した施術内容のわかる文書
の提出を求めるなど、その適正な支給に万全を期すこととされている
こと。

- 4 保険医療機関に入院中の患者の施術は、当該保険医療機関に往療し
た場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいづれであっても療養費
の支給はできないこと。
- 5 訪問施術料（初回を含む。）は、疾病的種類、疾病的数及び部位数に
かかわらず 1 日 1 回に限り支給するものであること。なお、同日に行
われたはり術、きゅう術の施術は、それぞれ 1 術で支給を行うことな
く 2 術として支給が行われるものであること。
- 6 訪問施術料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理
由等により通所して治療を受けることが困難な場合（往療料の支給が
行われる場合を除く。）に、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ない
し計画的に施術を行った場合に支給できること。
- 7 訪問施術料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給でき
ること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求め
に応じた場合又は患家の求めによらず定期的ないし計画的に行う場合
については、訪問施術料は支給できないこと。
- 8 訪問施術料は、同一日に同一の建築物（建築基準法（昭和 25 年法律
第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成
9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設等の施

設を含む。)で施術を行った患者数が1人の場合は訪問施術料1、2人の場合は訪問施術料2、3人以上の場合はその人数に応じた訪問施術料3の各区分により、支給すること。

9 特別地域加算は、「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)第四の四の三に規定する地域(以下「特別地域」という。)に居住する患者の患家に赴き、訪問施術料の支給要件を満たして施術を行った場合、特別地域加算として所定額を加算すること。

10 片道16kmを超える患家への訪問については、第10章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により16kmを超える訪問施術をした場合、訪問施術料の支給は認められないこと。この場合の訪問施術料は、16kmを超えた部分のみではなく全額が認められないこと。

なお、片道16kmを超える訪問施術とは、第10章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離であること。

11 訪問施術料を支給する療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて訪問施術を行った日及び訪問施術を必要とした理由の記入を受ける取扱いとすること。

12 訪問施術に要した交通費については、患家の負担とすること。

訪問施術時に要したバス、タクシー、鉄道、船等の交通費は、その実費とすること。自転車、スクーター等の場合は、土地の慣例、当事者間の合議によるべきであるが、通例は交通費に該当しないこと。

第7章 往療料

1 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等

第6章 往療料

1 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等

が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。なお、この場合にあっては、同意医師へ報告を行うなど連携した旨を施術録に記載すること。

2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については、往療料は支給できないこと。

3 往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して 14 日以内については、往療料は支給できないこと。

4 第 6 章に規定する定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往療料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

(削除)

により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

(新設)

(新設)

3 「はり・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」(平成 4 年 5 月 22 日保発第 57 号)により、2 戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 2 位以降の患家に対する往療距離の計算は、第 9 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とするものとされているところであるが、先順位の患家から次順位の患家への距離が第 9 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地から次順位の患家への距離に比べ遠距離になる場合は、第 9 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの距離により往療料を

	<p><u>支給すること。</u></p> <p>4 <u>往療の距離は、第9章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離を原則として支給すること。ただし、直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合は、合理的な方法により算出した距離によって差し支えないこと。</u></p> <p>5 片道16kmを超える往療については、<u>第10章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により16kmを超える往療をした場合、往療料の支給は認められないこと。</u>この場合の往療料は、16kmを超えた部分のみではなく全額が認められないこと。</p> <p>なお、片道16kmを超える往療とは、<u>第10章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離であること。</u></p> <p>6 <u>同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があって、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。</u></p> <p>7 <u>往療料を支給する療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて「摘要」欄等に往療日及び往療を必要とした理由の記入を受ける取扱いとすること。</u></p>
--	---

7 (略)

第8章 施術報告書交付料 (略)

第9章 施術録 (略)

第10章 支給事務手続き (略)

8 (略)

第7章 施術報告書交付料 (略)

第8章 施術録 (略)

第9章 支給事務手続き (略)

2 別添1の別紙4の様式を次のように改める。

療養費支給申請書（年月分）（はり・きゅう用）

別添1（別紙4）

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。

令和 年 月 日

申請者 住所
(被保險者) 氏名

住所
氏名

* 給付金に関する受領を代理人に委任する（申請者名義以外の口座に振込を希望される）場合に記入してください。

3 別添2の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別添2	別添2
マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等	マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 医師の同意書、診断書の取扱い	第3章 医師の同意書、診断書の取扱い
1～4 (略)	1～4 (略)
5 同意書又は診断書は、療養費支給申請の都度これを添付することを原則としているが、第4章1 <u>又は第5章1</u> の療養費の支給が可能とされる期間（以下「一の同意書、診断書により支給可能な期間」という。）内における2回目以降の請求にあっては、その添付を省略して差し支えないこと。	5 同意書又は診断書は、療養費支給申請の都度これを添付することを原則としているが、第4章1の療養費の支給が可能とされる期間（以下「一の同意書、診断書により支給可能な期間」という。）内における2回目以降の請求にあっては、その添付を省略して差し支えないこと。
6～12 (略)	6～12 (略)
第4章 施術料	第4章 施術料
1～5 (略)	1～5 (略)
6 「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）第四の四の三に規定する地域（以下「特別地域」という。）に居住する患者の患者に赴き、第6章に掲げる往療料の支給要件を満たして施術を行った場合、特別地域加算として所定額を加算すること。	(新設)

7 片道 16km を超える往療による施術については、第 9 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患者の希望により 16km を超える往療をした場合、施術料は、全額が認められないこと。

なお片道 16km を超える往療とは、第 9 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患者の直線距離であること。

8 保険医療機関に入院中の患者の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいずれであっても療養費の支給はできないこと。

第 5 章 訪問施術料

1 同意書又は診断書に加療期間の記載のあるときは、その期間内は療養費を支給して差し支えないこと。

ただし、初療又は医師による再同意日から起算して 6 ヶ月（初療又は再同意日が月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の月の末日とし、月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の月の末日とする。ただし、変形徒手矯正術については初療又は再同意日から起算して 1 ヶ月）を超える期間が記載されていても、その超える期間は療養費の支給はできないものであり、引き続き支給を行おうとする場合は、改めて医師の同意を必要とすること。

加療期間の記載のない同意書、診断書に基づき支給を行おうとする場合、初療又は医師による再同意日が、月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の月の末日、月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の月の末日までの期間内は療養費を支給して差し支えないこと。ただし、変形徒手矯正術については初療又は再同意日から起算して 1 ヶ月とすること。

(新設)

6 保険医療機関に入院中の患者の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいずれであっても療養費の支給はできないこと。

(新設)

2 療養費は、頭から尾頭までの軀幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢をそれぞれ一単位として支給すること。

3 温罨法の加算は、1回の施術につき加算すること。

4 温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合の加算は、あん摩、マッサージの業務の範囲内において、低周波、高周波、超音波又は赤外線治療をおこなった場合に支給されること。

5 変形徒手矯正術は、現に関節拘縮や筋萎縮が起り、その制限がされている関節可動域の拡大を促し症状の改善を図る変形の矯正を目的とした施術でありマッサージと併せて行うことから、マッサージの加算とする取扱いとして同一部位にマッサージ及び変形徒手矯正術の両方を行った場合に限り、両方の料金を算定すること。

また、変形徒手矯正術は、6大関節（肩、肘、手首、股関節、膝、足首）を対象とし1肢（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）毎に支給すること。

なお変形徒手矯正術と温罨法の併施は認められない。

6 保険医療機関に入院中の患者の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいずれであっても療養費の支給はできること。

7 訪問施術料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合（往療料の支給が行われる場合を除く。）に、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に施術を行った場合に支給できること。

8 訪問施術料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給でき

すること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的ないし計画的に行う場合については、訪問施術料は支給できないこと。

9 訪問施術料は、同一日に同一の建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）で施術を行った患者数が、1 人の場合は訪問施術料 1、2 人の場合は訪問施術料 2、3 人以上の場合はその人数に応じた訪問施術料 3 の各区分により、支給すること。

10 「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）第四の四の三の三に規定する地域（以下「特別地域」という。）に居住する患者の患家に赴き、訪問施術料の支給要件を満たして施術を行った場合、特別地域加算として所定額を加算すること。

11 片道 16km を超える患家への訪問については、第 9 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により 16km を超える訪問施術をした場合、訪問施術料の支給は認められないこと。この場合の訪問施術料は、16km を超えた分のみではなく全額が認められること。

なお片道 16km を超える訪問施術とは、第 9 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離であること。

12 訪問施術料を支給しようとする場合は、施術の同意をおこなった医師の往療に関する同意が必要であること。ただし、同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合はこの限りでないこと。

13 訪問施術料を支給する療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて訪問施術を行った日及び訪問施術を必要とした理由の記入を受ける取扱いとすること。

13 訪問施術に要した交通費については、患家の負担とすること。
訪問施術時に要したバス、タクシー、鉄道、船等の交通費は、その実費とすること。自転車、スクーター等の場合は、土地の慣例、当事者間の合議によるべきであるが、通例は交通費に該当しないこと。

第6章 往療料

1 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。なお、この場合にあっては、同意医師へ報告を行うなど連携した旨を施術録に記載すること。

2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については、往療料は支給できないこと。

3 (略)

4 往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して14日以内については、往療料は支給できないこと。

5 第5章に規定する定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、

第5章 往療料

1 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 (略)

(新設)

(新設)

施術料及び往療料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

(削除)

4 「はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」(平成4年5月22日保発第57号)により、2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以降の患家に対する往療距離の計算は、第8章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とするものとされているところであるが、先順位の患家から次順位の患家への距離が第8章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地から次順位の患家への距離に比べ遠距離になる場合は、第8章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの距離により往療料を支給すること。

(削除)

5 往療の距離は、第8章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離を原則として支給すること。ただし、直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合は、合理的な方法により算出した距離によって差し支えないこと。

6 片道16kmを超える往療については、第9章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により16kmを超える往療をした場合、往療料の支給は認められないこと。この場合の往療料は、16kmを超えた分のみではなく全額が認められないこと。

なお片道16kmを超える往療とは、第9章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離であること。

6 片道16kmを超える往療については、第8章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により16kmを超える往療をした場合、往療料の支給は認められないこと。この場合の往療料は、16kmを超えた分のみではなく全額が認められないこと。

なお片道16kmを超える往療とは、2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計

	<p><u>算ではなく、第8章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と 患者の直線距離であること。</u></p>
(削除)	<p><u>7 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号 に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8 条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する 複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できない こと。ただし、やむを得ない理由があって、同一の建築物に複数回赴い て施術した場合はこの限りでないこと。</u></p>
<u>7 往療料を支給する療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せ て突発的に発生した往療を行った日の記入を受ける他、「摘要」欄に、 当該往療を必要とした理由、連携した医師の氏名及び保険医療機関名 の記入を受ける取扱いとすること。</u>	
8 (略)	<p>8 (略)</p>
<u>第7章 施術報告書交付料</u>	<u>第6章 施術報告書交付料</u>
<u>第8章 施術録</u>	<u>第7章 施術録</u>
<u>第9章 支給事務手続き</u>	<u>第8章 支給事務手続き</u>

4 別添2の別紙4の様式を次のように改める。

療養費支給申請書(年月分)(あんま・マッサージ用)

被保 險者 欄	○被保険者証等の記号番号						○発病又は負傷年月日			○傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過																							
							年月日																										
	(フリガナ) 療養を受けた者の氏名						統 柄			○業務上・外、第三者行為の有無 (1.業務上 2.第三者行為 3.その他)																							
明・大・昭・平・令 年月日生									○施術した場所(入居施設や住所地特例等、保険証住所地と異なる場合に記載)																								
施 術 内 容 欄	初療年月日			施術期間							実日数			請求区分																			
	()年月日			自・令和年月日~至・令和年月日							日			新規・継続																			
	傷病名及び症状													転帰																			
	マッサージ(施術料)						同意部位	(駆幹)	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘要																				
							施術回数	回	回	回	回	回																					
							通所			円×回=円																							
							訪問施術料 1			円×回=円																							
							訪問施術料 2			円×回=円																							
	訪問施術料 3(3人~9人)			円×回=円																													
	訪問施術料 3(10人以上)			円×回=円																													
	温罨法(加算)			円×回=円																													
	温罨法・電機光線器具(加算)			円×回=円																													
	変形徒手矯正術(加算) ※温罨法との併施は不可			同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘要																								
				施術回数	回	回	回	回																									
				円×回=円																													
	特別地域(加算)			円×回=円																													
	往療料			円×回=円																													
	施術報告書交付料(前回支給:年月分)			円×回=円																													
合計										円																							
施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
通所○	訪問2②	月																															
往療○	訪問3③																																
○往療又は訪問の理由(1.独歩による公共交通機関を使っての外出困難 2.認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3.その他)																																	
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。 令和年月日														保健所登録区分			1.施術所所在地 2.出張専門施術者住所地															
															〒一																		
															住 所																		
免許登録番号 あん摩マッサージ指圧師																																	
														氏 名			電話																
申 請 欄	上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。 令和年月日																																
															申請者 (被保険者)			住所			電話												
支 払 機 関 欄	支払区分 1.振込 2.銀行送金 3.郵便局送金 4.当 地 払						預金の種類 1.普通 2.当座 3.通知 4.別段						金融機関名 銀行 金庫 農協						本店 支店 出張所														
	口座名義 カタカナで記入						口座番号																		郵便局								
同 意 記 録	同意医師の氏名			住 所			同意年月日			傷 病 名			要加療期間																				
							令和年月日																										

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。

令和年月日

申請者 住所

(被保険者) 氏名

住所

代理人 氏名